

日頃より弊社製品のご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
 今年も年末調整に関するご案内の季節となりました。今回のニュースでは、27 年以降の所得税率改正についてと官公庁給与の 26 年対応についてご案内いたしております。また、弊社セミナーのご案内もいたしておりますので、ご確認いただければ幸いです。

## ■年末調整に関して

◎平成 26 年分 年末調整の改正点と弊社の対応

参考：平成 26 年分 年末調整のしかた

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2014/01.htm>

### 給与計算システムをご利用のお客様

◆年末調整計算の前に必ず、年末調整対応の CD をインストールする必要があります。給与計算システムをご利用のお客様には 11 月中旬を目安に順次発送を予定しております。プログラム送付時にご説明書を同封いたしますので、ご確認の上、インストール作業を実施してください。

#### 【官庁・民間 共通】

○平成 26 年分 年末調整計算のプログラム改正点はございません。

※「給与支払報告書」ドット式、B4 専用用紙の「年」は変更されています。

#### ●平成 27 年 1 月 1 日以後支払分の源泉徴収税額表の改正

平成 27 年分以後の所得税の税率について、新たに課税所得 4,000 万円超の区分が設けられ、その税率を 45% とすることとされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。

※この改正を受けて、弊社の給与計算システムの給与、賞与の所得税計算に関するプログラムを修正致します。

#### 【官庁 専用】

○官公庁給与 平成 26 年 人事院勧告に対する対応

平成 26 年 8 月 7 日(木) 国会と内閣に勧告しました。

平成 26 年 9 月 29 日より開催されている、第 187 回 臨時国会で成立の運びとなるものと思われていますが、内容としては下記の項目があがっています。

#### ①月例給与、ボーナスの引上げ

- ・俸給表 若年層に重点を置いて改定
- ・初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定
- ・自動車通勤手当 交通用具使用者に係る通勤手当について使用距離の区分に応じ改定
- ・期末手当 支給割合の引上げ  
 以上は平成 26 年 4 月 1 日実施

#### ②給与制度の総合的見直し

- ・俸給表 水準の引下げ
- ・地域手当 俸給表水準引下げに合わせ支給割合の見直し
- ・広域異動手当 異動前後の距離区分に応じて引上げ
- ・単身赴任手当 基礎額の引上げ、交通距離の区分を 2 区分増設
- ・本府省業務調整手当 係長級、係員級の支給率の引上げ
- ・管理職員特別勤務手当 平日深夜の勤務対し、勤務 1 回につき 6,000 円の範囲内の額を支給(新設)
- ・寒冷地手当 新たな気象データに基づき、支給地域を見直し

以上、俸給表、寒冷地手当は平成 27 年 4 月 1 日から、地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他は平成 30 年 4 月までに計画的に実施。

弊社の対応として、平成 26 年 4 月 1 日実施分については、11 月中旬にプログラム送付を行います。

又、②給与制度の総合的見直し分については平成 27 年 3 月のプログラム送付を予定しております。

ご不明な点はサポートセンターまでお問い合わせください。  
 (TEL:050-3536-4411)



## ■今後開催予定の自社セミナーご案内

弊社では、業種に特化した労務リスクと解決法に関する基調講演と、企業が抱える労務リスクやご担当者様の作業効率化をシステムを通じて改善する、勤怠・給与・人事管理システムの機能や導入事例、製品紹介のセミナーを随時開催しております。

### 【今後のセミナーご案内】

10月29日（水）

ストレスチェック義務化の最新動向と正しい対応法（講師：ブレインコンサルティングオフィス 北條 孝枝 氏）

11月13日（木）

総合労働相談から見える職場環境の現状と対策（講師：元労働基準監督署長 恩田 廣行氏）

《開催予定》

12月初旬 労務管理セミナー

2月上旬 『勤次郎 Enterprise 給与』ご紹介セミナー

2月下旬 医療・介護業界様向けセミナー

セミナー情報は随時ホームページへ掲載いたしますので、最新情報をご確認ください。

※開催場所や日時等は別途ご連絡ください。

※講演内容やタイトルにつきまして、全部又は一部を予告なく変更することがございます。あらかじめご了承ください。

## ■サポートセンターへのお問い合わせについて

システムの操作方法、用紙等のご注文など、お問い合わせは下記までお願いいたします。

TEL：050-3536-4411

FAX：03-5297-5773

メール：support-ksb@nittsusystem.co.jp

HP：http://www.nittsusystem.co.jp/

時間：9：00～12：00/13：00～17：00



※FAX・メールに関しては24時間受付（翌営業日に対応させていただきます）

## ※「フラッシュニュース」のメール配信にご協力をお願いいたします

本誌「フラッシュニュース」ですが、迅速な情報提供や利便性の向上、環境への配慮から、電子メール版（メールマガジン）への移行を進めております。この機会に是非メール版への変更をお願いいたします。

大変お手数ではございますが、以下のシートにご記入のうえ、ご返信くださいますよう、お願い申し上げます。

（メール受信が不可のお客様には郵送やFAXでの送付となります。）※既にメール受信されている場合は登録済ですので返信不要です。

メール配信希望

登録情報の変更

貴社名				保証登録番号	
ご住所	〒				
ご担当者		ご所属		役職	
TEL			FAX		
E-mail					

FAX: 03-5297-5773

mail: support-ksb@nittsusystem.co.jp